

第11次いわき市交通安全計画について【概要版】

1 計画策定の根拠及び目的

本計画は、交通安全対策基本法第26条の定めに基づき、国及び県の計画策定を受けて市町村においてもこれを策定し、交通安全施策の総合的かつ計画的な推進を図り、安全で安心なまちづくりを実現することを目的とする。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画
 ※ 昭和46年度策定の第1次交通安全計画から今年度で11回目の策定となる。

3 計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

安全かつ円滑な交通社会を実現するため、交通事故のない明るく住みよいまちづくりに寄与する。また、人命尊重の理念に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

2 高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築【新規】

高齢になっても安全かつ安心に移動することかでき、豊かな人生を送ることができる社会、さらに年齢や障がいの有無に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通関係者の連携によって構築することを目指す。

3 市民参加の推進

市民等が「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識のもと、交通安全の施策に計画段階から参加できる仕組みづくり、市民が自ら行う交通安全総点検など、自主的な参加・協働型の交通安全活動を推進する。

4 関係機関・団体相互の連携・協力の推進

地域で活動する様々な活動主体と交通安全関係機関が情報を共有し、相互理解、連携を図りながら協力できるネットワークの形成を推進する。

5 効果的・効率的な対策の推進

安心を実感できる社会を実現するため、県や市、市民等が相互に情報交換し、相互の信頼関係を築くよう努め、市民総ぐるみの交通安全活動を推進するため、「交通安全運動年間スローガン」を掲げることにより一体となって、地域の実情に応じた活動を進める。

4 計画で定める数値目標

○ 令和7年までに、年間の24時間死者数を6人以下とする。

県の第10次と第11次の目標値の減少率を参考にして本市の第11次の目標値とする。

	第10次目標値	第11次目標値
福島県	60人	50人
いわき市	7人	6人

○ 令和7年までに、年間の重傷者数を66人以下とする。【新規】

県の令和2年実績値と第11次の目標値の減少率を参考にして本市の第11次の目標値とする。

	令和2年実績値	第11次目標値
福島県	428人	380人
いわき市	74人	66人

○ 令和7年までに、年間の死傷者数を790人以下とする。

県の第10次と第11次の目標値の減少率を参考にして本市の第11次の目標値とする。

	第10次目標値	第11次目標値
福島県	6,300人	3,200人
いわき市	1,550人	790人

○ 踏切事故件数をゼロにする。

踏切事故については第10次市計画及び第11次県計画においても目標件数をゼロとしていることから、引き続き事故件数ゼロを目指すものとする。

5 計画の構成

計画の基本理念

第1章 道路交通安全

第1節 道路交通安全についての目標 第1 道路交通事故の現状 第2 交通安全計画における目標

※昭和45年に88人を数えた死者数は昭和53年には3分の1以下にあたる25人に減少し、令和元年以降10人以下で推移。市ではこれらの実数値を基に、県計画で定める目標値を参考として目標の設定を行っている。

第2節 道路交通安全についての対策

第1 対策の重点

- 1 高齢者及び子どもの交通事故防止
- 2 道路横断中の交通事故防止【新規】
- 3 自転車の安全利用
- 4 シートベルトの着用の徹底
- 5 悪質・危険な運転の根絶【新規】
- 6 交通安全意識の向上

第2 分野別の施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進

※「交通事故死者数6人以下」等の新たな目標達成に向かって、6項目を対策の重点とし、従来の交通安全対策を基本としつつ、交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、対策の改善を図るとともに、より有効性が見込まれる施策を推進する。対策の実施にあたっては、必要に応じて改善を行うものとする。

第2章 踏切道の交通安全

第1節 踏切道の交通安全についての目標 第1 踏切事故の現状 第2 交通安全計画における目標

※踏切事故の発生は多数の死傷者が生じる等重大な結果をもたらすものであることから、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。なお、本市においては、平成28、30年にそれぞれ1件発生しているが、令和元年以降踏切事故は発生していないことから、引き続き「踏切事故件数ゼロ」を目指す。

第2節 講じようとする施策

第1 踏切道の安全対策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

※立体交差化、構造改良、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、また、渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、それぞれの踏切の状況を勘案し、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。